

規約の一部改正について

連合本部の会費納入制度の変更（中央会費制度）により、2026年1月より連合島根会費は徴収せず、本部からの交付金によって収入を賄うこととなる。

なお、本規約改正は、今後、連合島根会費を徴収しないことに限定し改正を行うものである。

I. 連合島根規約

現行	改正後
(前略)	(前略)
<p>第3章 組織構成と運営の基本 第6条（組織構成） 2. 「連合」本部におけるオブザーバー加盟ならびに友好参加組織については、連合島根においても、オブザーバー加盟ならびに友好参加組織とする。</p>	<p>第3章 組織構成と運営の基本 第6条（組織構成） 2. 「連合」本部におけるオブザーバー組織ならびに友好参加組織については、連合島根においても、オブザーバー組織ならびに友好参加組織とする。</p>
(中略)	(中略)
<p>第4章 権利・義務 第11条（構成組織の義務） 3. 連合島根の会費、賦課金を納入すること。</p>	<p>第4章 権利・義務 第11条（構成組織の義務） 3. 連合島根の会費、賦課金を納入すること。</p>
(中略)	(中略)
<p>第6章 機関 第21条（大会の構成） 3. 大会には、執行委員会の定める基準により、オブザーバー加盟、友好参加組織、地域組織、青年委員会及び女性委員会から特別代議員を出席させることができる。</p>	<p>第6章 機関 第21条（大会の構成） 3. 大会には、執行委員会の定める基準により、オブザーバー組織、友好参加組織、地域組織、青年委員会及び女性委員会から特別代議員を出席させることができる。</p>
(中略)	(中略)
<p>第26条（地方委員会の審議事項） 3. 大会を開催しない年度の、予算、決算および予算の補正と臨時会費、賦課金等の決定</p>	<p>第26条（地方委員会の審議事項） 3. 大会を開催しない年度の、予算、決算および予算の補正と臨時会費、賦課金等の決定</p>

第 27 条 (地方委員会の構成と議事運営)
2. オブザーバー加盟、ならびに友好参加組織、地域組織は別に定める基準により特別地方委員として出席することができる。ただし、発言権はあるが表決権はない。

(中略)

第 11 章 財政

第 44 条 (歳入)

連合島根の経費は、会費、連帯活動基金、賦課金、寄付金、その他をもって充てる。

第 45 条 (会費)

1. 会費は、連合島根の大会または地方委員会で定める。

2. オブザーバー加盟、友好参加組織ならびに特別参加組織の会費は、連合島根の大会または地方委員会で定める。

(中略)

第 47 条 (賦課金)

賦課金は、財政上、特別の必要が生じたときに、大会または地方委員会の議を経て、その性格、目的、金額、納入期限を定め、構成組織から徴収することができる。

第 48 条 (会費の納入)

会費は、毎月末に納入することとし、遅くともその翌々月までに納入する。ただし、会計年度の終了月においては、当月納入とする。

第 49 条 (会費等の減免)

構成組織の財政が困窮をきたし、それが連合島根の地方委員会が正当な理由によるものと判断したときは、当該組織の申請により、会費、賦課金の減免を行うことができる。

第 50 条 (会費等の不返却)

会費、連帯活動基金、賦課金は、いかなる場合においても返却しない。

第 27 条 (地方委員会の構成と議事運営)
2. オブザーバー組織、ならびに友好参加組織、地域組織は別に定める基準により特別地方委員として出席することができる。ただし、発言権はあるが表決権はない。

(中略)

第 11 章 財政

第 44 条 (歳入)

連合島根の経費は、~~会費~~連帯活動基金、賦課金、寄付金、その他をもって充てる。

第 45 条 (会費)

削除 (中央会費制度への移行に伴う 2025 年 11 月 21 日、第 19 回定期大会決議にもとづく)

(中略)

第 47 条 (賦課金)

1. 固定資産の取得を目的とするときに限り、構成組織から賦課金を徴収することができる。

2. 賦課金を徴収する際は、大会または地方委員会の議を経て、その性格、具体的な目的、金額、納入期限を定めるとともに、その議決内容を連合本部に報告するものとする。

第 48 条 (会費の納入)

削除 (中央会費制度への移行に伴う 2025 年 11 月 21 日、第 19 回定期大会決議にもとづく)

第 49 条 (賦課金の減免)

構成組織の財政が困窮をきたし、それが連合島根の地方委員会が正当な理由によるものと判断したときは、当該組織の申請により、~~会費~~賦課金の減免を行うことができる。

第 50 条 (賦課金等の不返却)

~~会費~~連帯活動基金、賦課金は、いかなる場合においても返却しない。

<p>(中略)</p> <p>第 52 条 (会計年度と決算報告) 2. 決算報告書は、すべて会計分類別に、一切の収支の科費目と金額、主要な寄付者および財政の状況を明らかにして、毎年会計年度の中間と会計年度末にそれぞれ作成し、会計監査の監査結果にもとづく証明を付して、書面により公表する。</p>	<p>(中略)</p> <p>第 52 条 (会計年度と決算報告) 2. 決算報告書は、すべて会計分類別に、一切の収支の科費目と金額、主要な寄付者および財政の状況を明らかにして、毎年会計年度の中間と会計年度末にそれぞれ作成し、<u>会計監査ならびに職業的に資格がある会計監査人による監査結果</u>を付して、書面により公表する。</p>
<p>(中略)</p> <p>第 12 章 付則 第 55 条 (産業別組織未加盟組合の当面の暫定措置) 1. 産業別未加盟組合のうち、当面の暫定措置として、次の要件を満たした組織に限り連合島根の特別参加組織とすることができる。</p> <p>(1)「連合の進路」「規約」「運動領域と活動のあり方」に賛同する。 (2)産別加盟の意志と加盟に至る計画を明確にする。</p> <p>2. 特別加盟の申し込みのあったときは、大会または地方委員会の議を経て加盟を承認し、当該組織に通知しなければならない。 3. 特別参加組織の権利と義務は、オブザーバー加盟と同様とする。</p> <p>4. 特別参加組織が連合島根を脱退しようとするときは、その旨書面をもって連合島根会長に届け出なければならない。届け出の日から 1 ヶ月経過時をもって成立する。</p>	<p>(中略)</p> <p>第 12 章 付則 第 55 条 (<u>産別未加盟組織の当面の暫定措置</u>) 1. <u>産別未加盟組織のうち、次の各号について確認できる組織は、当面の暫定措置として、連合島根の特別参加組織である連合島根ユニオンへの加盟を認めることができる。</u></p> <p>(1)「連合の進路」「規約」「運動領域と活動のあり方」に賛同する。 (2)産別加盟の意志と加盟に至る計画を明確にする。 <u>(3)連合島根ユニオンが規約に定めた会費を納入する。</u></p> <p>2. <u>特別参加組織加盟の申し込みのあったときは、連合島根会長は大会または地方委員会の議を経て加盟を承認し、当該組織に通知しなければならない。</u> 3. 特別参加組織の権利と義務は、オブザーバー組織と同様とする。 <u>4. 特別参加組織は、連合島根に連合会費を毎月末に納入することを原則とし、遅くともその翌々月の月末までに納入する。ただし、会計年度の終了月においては、当月納入とする。</u></p> <p>5. 特別参加組織が連合島根を脱退しようとするときは、その旨書面をもって連合島根会長に届け出なければならない。届け出の日から 1 ヶ月経過時をもって成立する。</p>
<p>(中略)</p> <p>第 57 条 (規約の改廃) この規約の改廃の権限は大会が有するが、連合本部に報告し、中央委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(中略)</p> <p>第 57 条 (規約の改廃) この規約の改廃の権限は大会が有するが、<u>改廃にあたってその都度連合本部に届け出るものとする。</u></p>

<p>第 58 条（規約の発効） （後略）</p>	<p>第 58 条（規約の発効） （中略） <u>この規約は、2026 年 1 月 1 日からその効力を発する。※中央会費制度への移行に伴う 2025 年 11 月 21 日、第 19 回定期大会決議にもとづく。</u></p>
-------------------------------	--

II. 規約にもとづく基準

1. 大会代議員選出基準

現行	改正後
<p>1. 代議員は、構成組織単位ごとに出し、次の基準による。 (1)会費納入人員 500 名未満の構成組織は 1 名とする。会費納入人員 500 名以上の構成組織は、会費納入人員 500 名につき 1 名とし、端数は切りあげる。 尚、連合島根の各地域組織からはそれぞれ 1 名の特別代議員とする。</p> <p>(2)会費納入人員は、大会開催日 3 ヶ月前納入分を基礎とする。</p> <p>2. 特別代議員は、オブザーバー加盟、友好参加組織、特別参加組織、地域協議会、青年委員会および女性委員会より選出する。なお、定数は執行委員会での定めによるが、青年委員会および女性委員会からは、将来のリーダー育成及び女性参画推進の観点から、役員全員に要請する。</p> <p style="text-align: right;">（後略）</p>	<p>1. 代議員は、構成組織単位ごとに出し、次の基準による。 (1)<u>連合本部から通知された登録人員数（以下、「登録人員数」）</u> 500 名未満の構成組織は 1 名とする。<u>登録人員数 500 名以上の構成組織は、登録人員数 500 名につき 1 名とし、端数は切りあげる。</u> 尚、連合島根の各地域組織からはそれぞれ 1 名の特別代議員とする。 (2) 会費納入人員は、大会開催日 3 ヶ月前納入分を基礎とする。</p> <p>2. 特別代議員は、オブザーバー組織、友好参加組織、特別参加組織、地域協議会、青年委員会および女性委員会より選出する。なお、定数は執行委員会での定めによるが、青年委員会および女性委員会からは、将来のリーダー育成及び女性参画推進の観点から、役員全員に要請する。</p> <p style="text-align: right;">（後略）</p>

2. 地方委員選出基準

現行	改正後																				
<p>1. 地方委員は、構成組織単位ごとに出し、会費納入人員にもとづき次の基準による。 尚、連合島根の各地域組織からは、それぞれ 1 名の特別地方委員とする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>100 名以上 1,000 名未満</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>1,000 名以上 3,000 名未満</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>3,000 名以上 6,000 名未満</td><td>3 名</td></tr> <tr><td>6,000 名以上 12,000 名未満</td><td>4 名</td></tr> <tr><td>12,000 名以上</td><td>5 名</td></tr> </table>	100 名以上 1,000 名未満	1 名	1,000 名以上 3,000 名未満	2 名	3,000 名以上 6,000 名未満	3 名	6,000 名以上 12,000 名未満	4 名	12,000 名以上	5 名	<p>1. 地方委員は、構成組織単位ごとに出し、<u>連合本部から通知された登録人員数にもとづき次の基準による。</u> 尚、連合島根の各地域組織からは、それぞれ 1 名の特別地方委員とする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>100 名以上 1,000 名未満</td><td>1 名</td></tr> <tr><td>1,000 名以上 3,000 名未満</td><td>2 名</td></tr> <tr><td>3,000 名以上 6,000 名未満</td><td>3 名</td></tr> <tr><td>6,000 名以上 12,000 名未満</td><td>4 名</td></tr> <tr><td>12,000 名以上</td><td>5 名</td></tr> </table>	100 名以上 1,000 名未満	1 名	1,000 名以上 3,000 名未満	2 名	3,000 名以上 6,000 名未満	3 名	6,000 名以上 12,000 名未満	4 名	12,000 名以上	5 名
100 名以上 1,000 名未満	1 名																				
1,000 名以上 3,000 名未満	2 名																				
3,000 名以上 6,000 名未満	3 名																				
6,000 名以上 12,000 名未満	4 名																				
12,000 名以上	5 名																				
100 名以上 1,000 名未満	1 名																				
1,000 名以上 3,000 名未満	2 名																				
3,000 名以上 6,000 名未満	3 名																				
6,000 名以上 12,000 名未満	4 名																				
12,000 名以上	5 名																				

2. オブザーバー加盟、友好参加組織で、100名以上の組織は、特別地方委員1名とする。 (後略)	2. オブザーバー組織、友好参加組織および特別参加組織で、100名以上の組織は、特別地方委員1名とする。 (後略)
---	--

Ⅲ. 規約に関わる諸規定

1. 資産管理・会計処理規定

現行	改正後
(前略)	(前略)
<p>第2章 予算 第6条 (予算の内容) 2. 収入および支出にはつぎの科費目を設ける。ただし、必要により別の勘定科目を設けることができる。勘定科目の設定および改定は事務局長の指示により行う。</p> <p>〈一般会計収入の部〉</p> <p>(1) 会費 連合島根会費 (2) 交付金 (3) 賦課金 (4) 寄付金 (5) 繰入金 (6) 繰越収入 (7) 雑収入</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 収入 第9条 (会費) 1. 連合島根の経常費に関する主たる収入は、連合島根会費でまかなう。 2. 連合島根会費については、規約第45条に定めるところによる。 3. 連合島根会費納入に当たっての各構成組織ごとの組合員数は、労働省が実施する労働組合基礎調査による人員とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第2章 予算 第6条 (予算の内容) 2. 収入および支出にはつぎの科費目を設ける。ただし、必要により別の勘定科目を設けることができる。勘定科目の設定および改定は事務局長の指示により行う。</p> <p>〈一般会計収入の部〉</p> <p>(1) 会費 連合島根会費 (1) 交付金 (2) 賦課金 (3) 寄付金 (4) 繰入金 (5) 繰越収入 (6) 雑収入</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 収入 第9条 (経常費) 1. 連合島根の経常費に関する主たる収入は、本部からの交付金でまかなう。 2. 連合島根会費については、規約第45条に定めるところによる。 3. 連合島根会費納入に当たっての各構成組織ごとの組合員数は、労働省が実施する労働組合基礎調査による人員とする。</p> <p>(中略)</p>

<p>第5章 資産管理 第18条（固定資産の帳簿価格） 固定資産は、取得価格をもって帳簿価格とする。ただし購入諸掛を加算しない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第20条（什器備品の管理） 1個の取得価格が20万円以上で耐用年数5年以上の什器備品は、什器備品台帳に備品番号、種類、購入先、取得年月日、取得価格、経過年数など必要事項を記載し、固定資産に準じて現物管理を行う。</p> <p>第21条（支出を伴う契約）</p> <p>第6章 特別会計 第22条（承認機関）</p> <p>第23条（取り扱い）</p> <p>第7章 決算 第24条（決算報告） 1. 財政担当（役員）は、事務局長の指揮のもと毎会計年度の中間と、会計年度末に実地棚卸、諸勘定の整理、負債の確定および処理、各種引当金、資産の評価、費用・収入の確認と期間対応区分、その他必要な諸事項の整理を行って決算報告書を作成し、会計監査の監査をうけ、その結果にもとづく証明を付して大会に、大会を開催しない年度は大会にかわる地方委員会に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第25条（剰余金の処分、不足金の補填の扱い）</p>	<p>第5章 資産管理 第18条（固定資産の帳簿価格） 固定資産は、取得価額をもって帳簿価額とする。<u>取得価額は、原則として購入諸掛を含み、その範囲は税法の規定に準ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第20条（什器備品の管理） 1個の取得価格が20万円以上で耐用年数5年以上の什器備品は、什器備品台帳に備品番号、種類、購入先、取得年月日、取得価格、経過年数など必要事項を記載し、<u>管理する。</u></p> <p><u>第21条（減価償却）</u> <u>1個の取得価額が30万円以上で耐用年数1年以上の資産は、固定資産台帳に種類、取得年月日、取得価額、経過年数など必要事項を記載し、原則として定額法による減価償却を行う。</u></p> <p>第22条（支出を伴う契約）</p> <p>第6章 特別会計 第23条（承認機関）</p> <p>第24条（取り扱い）</p> <p>第7章 決算 第25条（決算報告） 1. 財政担当（役員）は、事務局長の指揮のもと毎会計年度の中間と、会計年度末に実地棚卸、諸勘定の整理、負債の確定および処理、各種引当金、資産の評価、費用・収入の確認と期間対応区分、その他必要な諸事項の整理を行って決算報告書を作成し、<u>会計監査ならびに職業的に資格がある会計監査人による監査をうけ、その結果にもとづく証明を付して大会に、大会を開催しない年度は大会にかわる地方委員会に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第26条（剰余金の処分、不足金の補填の扱い）</p>
--	--

<p>第8章 監査 第26条 (会計監査による監査)</p> <p>第27条 (監査報告)</p> <p>第9章 会計書類 第28条 (伝票の種類)</p> <p>第29条 (帳簿の種類)</p> <p>第30条 (書類の保存期間)</p> <p>1. 会計帳簿、会計報告書ならびに付属報告書、仕訳伝票および証拠書類等は整理し、それぞれ内容を示す表題、会計期間ならびに保存年度を明示して保存する。</p> <p>2. 帳簿書類の保存期間は別に定める。なお、保存期間は帳簿等の閉鎖の時から起算する。</p> <p>第10章 付則 第31条 (規定の改廃)</p> <p>第32条 (発効期日)</p> <p>この規定は、1990年2月11日から発効する。</p>	<p>第8章 監査 第27条 (会計監査)</p> <p><u>会計監査は、原則として中間決算日および決算日の翌日から2ヵ月以内に内部監査実施要項にもとづいて監査を実施する。</u></p> <p>第28条 (監査項目)</p> <p>第29条 (監査報告)</p> <p>第9章 会計書類 第30条 (伝票の種類)</p> <p>第31条 (帳簿の種類)</p> <p>第32条 (会計書類の保存)</p> <p>1. <u>会計帳簿、会計伝票ならびに証拠書類、決算報告書ならびに付属報告書は、内容を整理し、会計期間ならびに保存年限を明示して保存する。</u></p> <p>2. <u>会計書類の保存期間は、その種類に応じて次の各号のとおりとし、会計年度終了日から2ヵ月を経過した日の翌日から起算する。</u></p> <p>(1)永久保存 連合島根財政の基本に関する文書、連合島根の資産・負債に重要な影響を及ぼす書類</p> <p>(2)10年間保存 予算書および決算報告書</p> <p>(3)7年間保存 総勘定元帳および会計伝票(起票の根拠となる証拠書類を含む)、注文書、契約書、送り状、見積書、その他会計取引に関する書類((1)に該当するものを除く)</p> <p>3. <u>会計書類の保存にあたっては、現物保存のほか、電子的記録手段により保存することができる。</u></p> <p>第10章 付則 第33条 (規定の改廃)</p> <p>第34条 (発効期日)</p> <p>この規定は、1990年2月11日から発効する。 <u>この規定は、2026年1月1日から発効する。</u></p>
--	--

2. 連帯活動基金管理・運営規定

現行	改正後
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第5条（基金の収入） この基金の収入は、連合島根の規約の定める連帯活動基金として、構成組織から徴収する会費、賦課金のほか、繰入金等による。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第5条（基金の収入） この基金の収入は、連合島根の規約の定める連帯活動基金として、構成組織から徴収する会費、賦課金のほか、繰入金等による。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>